

川崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月31日

川崎市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

川崎市においては、市街化区域内に点在する農地と、市北部に集中する調整区域内のまとまった農地とに分かれるが、どちらも、担い手の高齢化や都市化の圧力、相続等により優良な農地の維持が困難になっている。一方、農業経営においては大消費地に隣接する利点を活かした直売や、養鶏、観光農園など多様な形態で農業が行われ、スーパー・飲食店等の小売店へ独自に販路を開拓し販売するなど活力にも満ちている。

このような本市の状況から、遊休農地の発生防止、意欲ある担い手への農地の利用の集積化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

川崎市の農業振興にあたり、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、川崎市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する神奈川県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する川崎市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選である3年ごとに検証、見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の

推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地面積の 割合 (B/A)
現状 (R5. 2月現在)	496ha	0.588ha	0.12%
3年後の目標 (R8. 2月現在)	496ha	0.438ha	0.09%
目 標 (R11. 2月現在)	496ha	0.288ha	0.06%

注：「管内の農地面積 (R4)」は農林水産関係市町村別データ/1/耕地面積(2023. 2/28 公表/神奈川県による

注：現状遊休農地面積は令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画による。

【目標設定の考え方】1年間に500㎡の遊休農地の解消とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員及び推進委員による農地パトロール(農地利用状況調査)の実施と農地利用意向調査の実施
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農地所有者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	集積面積	集積率
現状 (R5. 2月現在)	496ha	68.6ha	13.83%
3年後の目標 (R8. 2月現在)	496ha	69.5ha	14.01%
目 標 (R11. 2月現在)	496ha	70.4ha	14.19%

注：「管内の農地面積 (R4)」は農林水産関係市町村別データ1/耕地面積(2023. 2/28 公表 /神奈川県による

注：現状集積面積 令和4年度の担い手の農地利用集積情報調査による。

【目標設定の考え方】川崎市総合計画第3期実施計画では、令和7年度までに集積面積の目標値が10.0ha以上となっている。令和4年度の集積面積の目標値は9.1haであり、令和7年度以降は10.0haなので、令和7年度の目標値は現状に10.0ha-9.1ha=0.9ha追加した。同様に令和4年度から7年度までの単年度の集積面積の平均が0.3haであることから令和8年度から令和10年度までの3年間の目標値はを0.9ha追加した。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、 主業経営体数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現状 (R5. 3月現在)	1049戸 (34経営体)	49経営体	1経営体	21経営体	0団体
3年後の目標 (R8. 3月現在)	1049戸 (34経営体)	62経営体	1経営体	21経営体	0団体

注：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

また、上記の参考値は、「地域計画」等の見直しに当たっても活用する。

注：「総農家数(うち、主業経営体数)」は、2020年農林業センサスの数値を記入。

注：認定農業者の目標数値は、川崎市総合計画第3期実施計画による。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

③ 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進目標

(1) 新規参入経営体の促進目標

	新規参入経営体数
現状 (R5. 3月現在)	1 経営体
3年後の目標 (R8. 3月現在)	1 経営体
目 標 (R11. 3月現在)	1 経営体

【目標設定の考え方】 新規参入経営体の過去3年の平均値

(2) 新規参入に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 都道府県・農協・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(個人、法人)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者(個人、法人)の地域の受入をスムーズに行うための調整役を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

川崎市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、川崎市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力